

6月1日(月)
から

開庁

時間と

電話受付

時間が

午前9時から午後4時までに変わります

●問合先 行政課行政グループ (☎ 38-5804)

対象施設

市役所、保健センター、消防本部総務課・予防課
清掃事務所、学校給食センター

福祉課窓口での手話通訳者の設置時間を、火・水・木・金曜日の午後1時から4時までに変更します。

第二児童館と第七児童館を閉館します

●問合先 こども家庭課保育グループ (☎ 50-0372)

岩倉市公共施設再配置計画および岩倉市児童館適正配置方針により、市内に7つある児童館のうち施設の老朽化の進んでいる第二児童館と第七児童館を、令和9年3月31日(水)をもって閉館します。

長きにわたり利用していただき、ありがとうございました。

閉館までの間に、お別れイベント等の開催を予定していますので、ぜひ参加してください！



◀第二児童館



▼第七児童館

今までありがとう

五条川小学校区統合保育園の名称と、児童館3館の愛称を募集します

採用者にはプレゼントを差し上げます！

●問合先 こども家庭課保育グループ (☎ 50-0372)

令和9年4月1日(木)に開園する五条川小学校区統合保育園の名称を募集します。

また、令和9年3月31日(水)をもって第二児童館と第七児童館を閉館することにより、「第二」が欠番になるため、これを機に、児童館の新たな愛称を募集します。

※第一児童館と第五児童館は地域交流センターを兼ねており、すでに「くすのきの家」「ポプラの家」の名称が浸透しているため、今回は募集しません。

	統合保育園の名称	児童館3館の愛称
対象	誰でも応募できます	岩倉市の児童館に関心のある18歳までの人
申込	二次元コードから	二次元コードまたは児童館に設置する申込用紙から
応募締切	6月30日(火)	



▲申込はこちらから



統合保育園



第三児童館



第四児童館



第六児童館

■■■ 令和7年度末の上水道事業の財政状況 ■■■

●問合せ先 上下水道課上水道グループ (☎ 38-5815)

令和7年度の上水道事業会計の収益的収入・支出の最終予算額は、収入7億5,423万円、支出7億9,031万円でした。また、資本的収入・支出の最終予算額は、収入2億4,393万円、支出4億4,628万円でした(令和6年度からの繰越額を含みます)。主な事業として、配水場計装機器等改修工事および岩倉団地配水場南側県水連絡管改良工事を実施しました。管路の工事では、基幹管路の耐震化工事を井上町地区で進めるとともに、公共下水道工事に関連して配水管の布設替工事を神野町および石仏町地内で実施しました。

令和7年度上水道事業会計予算の執行状況(令和8年3月31日現在)

※広報原稿作成時の状況であるため、決算の数値とは異なる可能性があります。

< 収益的収入および支出 > (単位: 万円)

	収入			
	科目	予算額	収入額	比率 (%)
収入	第1款 水道事業収益	75,423	76,973	102.1
	第1項 営業収益	52,448	53,983	102.9
	第2項 営業外収益	22,975	22,990	100.1
	第3項 特別利益	0	0	-
支出	科目	予算額	支出額	比率 (%)
	第1款 水道事業費用	79,031	70,860	89.7
	第1項 営業費用	78,319	70,589	90.1
	第2項 営業外費用	512	271	52.9
	第3項 特別損失	0	0	-
第4項 予備費	200	0	-	

< 資本的収入および支出 > (単位: 万円)

	収入			
	科目	予算額	収入額	比率 (%)
収入	第1款 資本的収入	24,393	20,932	85.8
	第1項 給水負担金	2,829	2,518	89.0
	第2項 工事負担金	9,564	6,414	67.1
	第3項 企業債	12,000	12,000	100.0
	第4項 固定資産売却代金	0	0	-
支出	科目	予算額	支出額	比率 (%)
	第1款 資本的支出	44,628	34,900	78.2
	第1項 建設改良費	42,689	33,055	77.4
	第2項 営業設備費	172	78	45.3
第3項 企業債償還金	1,767	1,767	100.0	

企業債の年度末現在高 5億5,933万円

■■■ 令和7年度末の公共下水道事業の財政状況 ■■■

●問合せ先 上下水道課下水道グループ (☎ 38-5815)

令和7年度の公共下水道事業会計の収益的収入・支出の最終予算額は、収入10億6,018万円、支出9億7,608万円でした。また、資本的収入・支出の最終予算額は、収入12億581万円、支出13億9,548万円でした(令和6年度からの繰越額を含みます)。

主な事業としては、五条川右岸公共下水道建設事業として神野町・石仏町・大地町地区での面整備を実施しました。

令和7年度公共下水道事業会計予算の執行状況(令和8年3月31日現在)

※広報原稿作成時の状況であるため、決算の数値とは異なる可能性があります。

< 収益的収入および支出 > (単位: 万円)

	収入			
	科目	予算額	収入額	比率 (%)
収入	第1款 下水道事業収益	106,018	107,452	101.4
	第1項 営業収益	38,489	39,753	103.3
	第2項 営業外収益	67,529	67,699	100.3
	第3項 特別利益	0	0	-
支出	科目	予算額	支出額	比率 (%)
	第1款 下水道事業費用	97,608	94,354	96.7
	第1項 営業費用	87,934	84,845	96.5
	第2項 営業外費用	9,654	9,509	98.5
	第3項 特別損失	0	0	-
第4項 予備費	20	0	-	


< 資本的収入および支出 > (単位: 万円)

	収入			
	科目	予算額	収入額	比率 (%)
収入	第1款 資本的収入	120,581	105,524	87.5
	第1項 分担金及び負担金	2,791	1,965	70.4
	第2項 国庫補助金	21,440	17,152	80.0
	第3項 県補助金	0	0	-
	第4項 他会計補助金	40,620	40,347	99.3
第5項 企業債	55,730	46,060	82.6	
支出	科目	予算額	支出額	比率 (%)
	第1款 資本的支出	139,548	122,494	87.8
	第1項 建設改良費	94,277	77,223	81.9
第2項 企業債償還金	45,271	45,271	100.0	

企業債の年度末現在高 73億864万円

6/1 マイナポータルから
開始 **出生届をオンラインで提出できるようになります**

- 問合先 市民窓口課窓口グループ (☎ 38-5807)
- オンライン提出できる人(以下の条件を全て満たす人)
 - ★届出人が生まれた子の父母のいずれか
 - ★届出人がマイナンバーカードを保有
 - ★届出人の本籍地が岩倉市
 - ★生まれた子の父母双方が日本国籍
 - ★生まれた子の出生地が日本国内
 - ★子の名前に使用する漢字がマイナポータルで使用できること
- 提出方法
出生日から14日以内にマイナポータルから電子申請
※医師または助産師が作成した出生証明書が必要


詳細はこちらから▶ 

6月から **市役所市民スペースの閉庁日を変更します**

●問合先 行政課行政グループ (☎ 38-5804)

5月まで 第2日曜日
↓
6月から 第1日曜日

なお、「祝日」および「12月29日から翌年1月3日まで」の閉庁日に変更はありません。



令和7年度に行った市民参加の実施状況を公表します

●問合先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)



詳しい実施内容▶

市民参加条例の規定により、市の計画等の策定や評価を行うときには、市民の皆さんの意見を聴くため、市民参加の機会を設けています。

【策定または変更を行った計画等】

計画等	審議会等	アンケート	パブリックコメント(意見数)
第5次岩倉市総合計画	5回	令和6年度実施済	1回(43件)
第3期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略	—	—	1回(7件)
岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030(改訂版)	令和8年度実施予定	1回(29.8%)	令和8年度実施予定
第3次岩倉市生活排水処理基本計画	1回	—	1回(0件)
第10期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	3回	1回(58.4%)	令和8年度実施予定
岩倉市都市計画マスタープラン	4回	—	1回(25件)
第4次子ども読書活動推進計画	1回	—	1回(0件)

【進捗等の評価を行った計画等】

計画等	審議会等
岩倉市自治基本条例、岩倉市市民参加条例、第5次岩倉市総合計画、第2期岩倉市まち・ひと・しごと創生総合戦略、岩倉市行政改革行動計画、岩倉市男女共同参画基本計画 2021-2030、第2次岩倉市環境基本計画、第5次岩倉市一般廃棄物処理計画、第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、第3期岩倉市地域福祉計画、第2期岩倉市自殺対策計画、第6期岩倉市障がい者計画、第2期岩倉市子ども・子育て支援事業計画、岩倉市緑の基本計画、岩倉市教育振興基本計画	計27回

令和8年10月1日(木)から

手数料および公共施設等の使用料が変わります

●問合先 企画財政課財政グループ (☎ 38-5805)

受益者負担の適正化と負担の公平性を確保する観点から、「岩倉市使用料・手数料等の見直しに関する基本方針」に基づき、行政サービスの提供や施設の維持管理にかかるコスト計算を実施して、手数料および公共施設使用料の見直しを行いました。また、これまで多くの施設で4時間としていた利用時間区分について、利便性向上の観点から、主に2時間単位へ見直しました（一部施設では1時間30分等に変更）。詳細は施設ごとに異なるため、各施設に確認してください。

手数料の改定

項目	問合先
証明、閲覧等に係る事務の手数料 (住民票の写し、所得証明書、課税証明書、納税証明書、公文書の写しの証明手数料等)	市民窓口課窓口グループ (☎ 38-5807) 税務課 (☎ 38-5806) 行政課行政グループ (☎ 38-5804)
放課後児童健全育成手数料	こども家庭課保育グループ (☎ 50-0372)
一般廃棄物処理手数料 (粗大ごみ手数料、犬、猫等の死体)	清掃事務所 (☎ 66-5912)
租税特別措置法の規定に基づく事務の手数料 (優良宅地造成認定申請手数料)	都市整備課計画営繕グループ (☎ 38-5814)
上水道事業手数料 (設計審査手数料、工事検査手数料等)	上下水道課上水道グループ (☎ 38-5815)

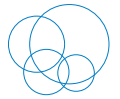
<手数料の改定例>

- ★住民票の写しの発行 1件 200円→300円 (令和9年3月末までコンビニで発行した場合100円)
- ★放課後児童健全育成手数料 1月 3,000円→4,500円
- ★粗大ごみ手数料 1個 1,000円→1,500円

使用料の改定 (令和8年10月1日(木)以降に利用する使用料から適用)

施設	貸出区分変更	問合先
市民プラザ	有	協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)
ふれあいセンター	有	福祉課障がい福祉グループ (☎ 38-5809)
多世代交流センターさくらの家	有	長寿介護課長寿福祉グループ (☎ 38-5811)
地域交流センター (みどりの家、くすのきの家、ポプラの家)	有	こども家庭課保育グループ (☎ 50-0372)
児童館 (第二、第三、第四、第六、第七児童館)	有	
放課後児童クラブ施設	有	
防災コミュニティセンター	有	消防本部総務課管理グループ (☎ 37-5333)
生涯学習センター	有	生涯学習課生涯学習グループ (☎ 38-5819)
アデリア総合体育文化センター	無	生涯学習課スポーツグループ (☎ 38-5819)
学校運動場照明設備 (南部中)	無	
野寄テニスコート	無	
行政財産使用料	—	行政課行政グループ (☎ 38-5804)

※詳細は市ホームページを確認してください。



国民健康保険・後期高齢者医療に加入の皆さんへ

子ども・子育て支援金制度が創設されました

- 問合先 【国民健康保険】 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)
【後期高齢者医療】 市民窓口課医療グループ (☎ 50-0360)

子育て支援策を拡充するため、各医療保険制度から拠出し、全世代で子育て世帯を支える仕組みとして創設されました。なお、18歳に達する日以後最初の3月31日以前までの被保険者に対する均等割は全額軽減となります。

税(料)率・賦課限度額(年間)

【国民健康保険】

()内前年度比

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	子ども・子育て支援金分
所得割	7.9% (+0.5%)	2.9% (据置)	2.5% (+0.1%)	0.3%
均等割	33,800円 (+3,800円)	11,600円 (+600円)	12,200円 (+1,200円)	1,200円 ※18歳未満0円
平等割	20,500円 (据置)	7,700円 (据置)	5,900円 (据置)	700円
賦課限度額	670,000円 (+10,000円)	260,000円 (据置)	170,000円 (据置)	30,000円

【後期高齢者医療】

()内前年度比

区分	医療保険分	子ども・子育て支援金分
所得割	10.48% (△0.65%)	0.25%
均等割	56,130円 (+2,692円)	1,362円
賦課限度額	850,000円 (+50,000円)	21,000円

男女共同参画コーナー

●問合先

協働安全課市民協働グループ (☎38-5803)

6月23日から29日までは **男女共同参画週間** ～あなたらしさが、社会のチカラ～

～岩倉市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度～

お互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した2人がパートナーシップにあることを市に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを証明する制度です。



▲詳しくはこちら

～愛知県にじいろ電話相談～ ☎0120-241-612 (にじいろーにゃ)

性的少数者の当事者の人や、その周りの人が相談できる専門窓口を設置しています。



▲詳しくはこちら

●受付時間 毎月第3月曜日午後7時～10時

●対象 県内在住・在勤・在学の性的少数者の当事者の人、保護者や友人、学校、職場等の周りの人

★パネル展を行います 「男女共同参画のキホンー移り行く男女の意識編ー」

●展示期間 5月25日(月)～6月5日(金) ●展示場所 市役所2階市民ギャラリー